

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上市町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規定において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席したときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規定に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 2,000 円

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上市町社会福祉協議会の定款第9条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 2,000円

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。